

平成29年第6回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成29年6月29日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成29年6月29日（木）午後1時30分開議

第 1 （総務常任委員会付託案件）

議案第69号、議案第70号、議案第75号から議案第77号まで、議案第79号から議案第81号まで、議案第83号、請願第9号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第71号、議案第72号、議案第78号、議案第82号、議案第84号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第73号、議案第74号、請願第8号

第 2 発議案第4号

第 3 議案第85号

第 4 議案第86号から議案第109号まで

第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
12番	高	野	庄	嗣	君	13番	中	川	直	美	君
14番	中	川	隆	一	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤	孝	君	17番	猪	股	文	彦	君	
18番	近	藤	和	義	君	19番	祝	優	雄	君	
20番	竹	内	道	廣	君	21番	金	田	淳	一	君
22番	岩	崎	隆	寿	君						

欠席議員（1名）

11番 大 森 幸 平 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務部長	渡邊裕次君	企画財政長	濱野利夫君
市民福祉部長	後藤友二君	産業観光長	安藤信義君
建設部長	猪股雄司君	総務部長 (兼 税務課長)	坂田和三君
市民福祉部副部長 (兼 環境対策課長)	鍵谷繁樹君	産業観光部副部長 (兼 交通政策課長)	本間聡君
建設部副部長 (兼 上下水道課長)	渡部一男君	市民福祉部生活課	小路昭君
教育委員会 学校教育部長	吉田泉君	農業委員会 事務局長	佐々木雅文君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（岩崎隆寿君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） 本日の議事の流れについて、1点ご報告いたします。

社会文教常任委員会の付託案件であります議案第82号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、中川直美議員から議長に対し、修正案の提出がありました。議会運営委員会において協議をした結果、所定の要件を満たしておりますので、本日の議事として取り扱うことに決定をいたしました。お手元に配付した最終日の進行についてをごらんください。

駒形社会文教常任委員長の報告の後、中川直美議員から議案第82号に対する修正案についての説明を行い、修正案についての起立採決を行います。その後の流れですが、中川議員の修正案が可決された場合は修正された以外の部分について、修正案が否決された場合は原案について起立採決を行うこととなります。なお、議案第84号についても同様の取り扱いといたしますので、議長の宣告を注意してお聞きくださるようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第69号、議案第70号、議案第75号から議案第77号まで、議案第79号から議案第81号まで、議案第83号、請願第9号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第71号、議案第72号、議案第78号、議案第82号、議案第84号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第73号、議案第74号、請願第8号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第69号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市奨学資金貸与条例の制定に伴い、奨学金に係る返還及び連帯保証人の規定を統一するため、佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 佐渡市奨学資金貸与条例の制定について。本案は、市民の修学機会の支援及び定住促進を図るため、佐渡市奨学資金貸与条例の全部を改正するものであります。主な内容は、佐渡市誘致校奨学資金貸与条例を統合した上で、奨学金の制度を見直し、専修学校の専門課程、短期大学及び大学に在学する者に係る奨学金を増額し、卒業または貸与終了後に一定期間市内で就労した場合において、貸与額の全額を免除する規定等を定めたものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。この条例は、教育の機会均等を図り、有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的としているが、奨学金の趣旨からすれば、世帯の状況によらず学習意欲のある子供に教育を受けさせるということが大前提である。ゆえに市税等を滞納していない世帯としている貸与の要件は撤廃すべきである。さらには、所得制限を明確に設定し、申請者全てを対象にすべきである。よって、市は施行規則及び運用方針においてこれらの要件が確実に履行されることを強く求める。

議案第75号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について。本案は、両津消防署に配備する災害対応特殊救急自動車について、平成29年5月25日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について。本案は、佐渡市消防団に配備する小型動力ポンプ付軽積載車について、平成29年5月18日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。市内事業者優先発注に係る実施方針の趣旨に沿うよう、入札制度の見直しを検討されたい。

議案第77号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億999万4,000円を追加するものであります。主な内容は、生乳プラント施設整備に対する酪農振興施設整備事業補助金を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、畜産振興事業について。当該事業は、生乳プラント整備に係る補助金交付を行うものであるが、補助金の大幅な増額を目的とした要綱を別に制定し、補助事業を行うことは一定のルールを大きく逸脱する行為であり、極めて異例なことと言わざるを得ない。今後は、既存の補助金要綱で実施できない事業を行う場合には、事業実施条例を制定し、予算執行を行うよう強く求める。また、経営に当たっては、鋭意努力を行うよう関係機関に対して強く指導すること。

2、6款農林水産業費、1項農業費、9目農業施設管理費、農業施設管理事業について。当該事業は、金北の里と妙見荘をつないでいる渡り廊下を撤去する等の設計管理費であるが、本来は渡り廊下等の撤去

後に譲渡を行うべきものであるため、早急に撤去等を進めること。また、撤去等を行った後の事業計画が不透明であるため、早急に全体計画を策定し、報告すること。

議案第79号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（建築）工事請負契約の締結について。議案第80号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（電気設備）工事請負契約の締結について。議案第81号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上3議案は、両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設工事について、平成29年6月6日に執行した入札の落札者とそれぞれ請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ281万4,000円を減額するものであります。主な内容は、国民健康保険税の本算定に伴う特別会計繰出金を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第9号 「組織犯罪処罰法等改正法案（共謀罪）」に反対する意見書（決議）の採択を求める請願。本請願は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について、一般の企業や労働組合、その他の団体等が捜査の対象となり得る可能性があること、実行準備行為が拡大解釈されるおそれがあること及び行き過ぎた捜査手法による人権侵害が起こる可能性があることが懸念され、国民にとって多くの不安が払拭されないさまざまな問題点を抱えていることから、本法律を即刻撤回することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第70号 佐渡市奨学金貸与条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） それでは、議案第70号 佐渡市奨学金貸与条例の制定についてですが、条例は学校を出て佐渡に帰ってくれば借りた奨学金の半額を免除する奨学金条例を大きく変えて、佐渡に帰ってくれば全額免除するという条件付きの給付型奨学金に改正するというもので、大学等の場合は奨学金の貸与額も最高額は1年間で130万円で、月約10万8,000円にもなるというもの。100万円選択の場合は、月8万3,000円です。格差と貧困が深刻な中ですばらしい奨学金制度への改変です。そこで、5点について伺います。

1点目は、市税滞納世帯は借りられないと規定している条例第2条第2号について、滞納の貸与要件は撤廃すべきと意見をつけているが、条例でうたっている以上、そのようなことはできないと解するのが当然ではないのか。本来なら条例を修正すべきものではないのか。

2点目は、申請者全てを対象にすべきとも意見をつけていますけれども、どの程度の予算額を考えているのか。また、申請者全てを対象としたときは予算額をオーバーしてしまうのではないのか。この点は問題ないのか。

3点目、大学などの場合、最高額で年間130万円、月約10万円という貸与額は大変すばらしいものですが、奨学金条例をつくった以上、2年から3年やったのでやめるといふわけにはいかない性格のものですが、問題ないのか。

4点目、所得制限を明確に設定とも意見をつけているが、所得制限額と来年度の推定で見るとどの程度の人数と予算が見込まれるのか。

最後、5点目、従来の50%減額の奨学金を借りている人はどうなるのか。また、従来の奨学金をやめ、こちらに乗りかえることも可能なのか。

以上5点について伺います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、中村議員の質問にお答えをいたします。

1点目についてです。奨学金の対象者について、条例案の第2条に市税等を滞納していない者の世帯に属する者とあることについて、委員会では、奨学金の趣旨からして世帯の状況によらず子供の教育の機会均等を図るべきものであるというところから、滞納要件を撤廃すべきと強く指摘をしたところであります。これに対して執行部からは、滞納要件については滞納状態にある場合、全てを貸与の対象外とするのではなく、事情により納付の遅れている者が分納等で誠意を持って納付している場合は対象となる旨の説明がありました。現制度においても滞納世帯で対象となった事例もあることから、施行規則や運用方針において対応を図ると説明があったところであります。

2点目についてですけれども、執行部からは、新規の対象者が100人程度で、予算としては1億円程度を見込んでいるという説明がありました。条例の可決成立後には、中学校、高校に説明に出向き、10月に事前募集を行い、予算の範囲内で所得の低い申請者から順次選考していくという説明がありました。

3点目の質問です。この条例を制定した以上は、執行部においては当然予算を確保して奨学金の制度を継続していくものと考えております。

4点目、所得制限を明確に設定という部分でございしますが、先ほど答弁したとおり、新規の対象者は100人程度で、予算としては1億円程度見込んでいるということであり、所得制限については、今後において明確にすべきというものであって、委員会としては奨学金制度を継続していくに当たり、公平、公正を担保させるために人数や予算を見越して適正な所得制限を設定するよう求めたものであります。

5点目でございます。執行部からは、新制度が開始する前からの貸与者については、返還の免除で現行制度が有利な場合、すなわち1年単位での免除があるので、現行制度を継続するか新制度に移行するかの選択ができるという説明がありました。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 1点目について、施行規則や運用方針で実施するとの答弁ですが、これでは条例を軽んじる、条例違反にもつながることではないのか。法務的に見て問題があると思うがどうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） 中村議員の2回目の質問にお答えをいたします。

今後これから奨学金制度を運用していくに当たって、必要があれば変更または修正を行っていくべきものであるというふうに理解をしております。

○議長（岩崎隆寿君） 次に、金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○21番（金田淳一君） それでは、質問をさせていただきます。

今回の条例は全部改正でございます。従来の奨学金では有能な人材を育成することというふうになっていたのですが、それに加えまして、将来にわたる定住を促すことを目的とするということが第1条に定められております。貸与された方の中から定住につながってほしいわけでございますけれども、この条例をつくっていく中で、制度設計する中でどの程度の定住者を求めてこの制度を設計されたのかをまず伺いたいと思います。

それから、2番目ですが、今回から学力基準の要件を除かれました。その理由とその影響というふうな部分はどのように捉えているのかをお聞かせください。

それから、3番目、第11条第2項第1号で継続して5年間市内に定住し、就労していることという条件で奨学金の免除という規定が定められておりますが、この就労していることという定義というものを、従来の奨学金でもこの表現はされておるのですけれども、どういう定義なのかということをお教えいただきたいと思っております。

4番目については、先ほど答弁ございましたが、単年度の予算規模はどのぐらいになると想定しているのかをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、金田議員の質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、この制度を必要な方に活用してもらい、より多くの方の定住促進につなげていただきたいと思います。つなげていくべきものであるというふうに理解をしております。

2点目の成績要件の件でございます。この制度において成績要件を削除したものは、高校への進学に係るものであります。経済的理由により進学できないという状況をなくすために成績要件を外し、広く子供の教育の機会均等を図るものと理解をしております。

3点目の就労していることの定義でございますが、就労については会社等に就職するほか、農業、漁業、自営業に就業することについても対象となる旨の説明が執行部からありました。

4点目の単年度の予算規模でございますが、先ほど中村議員にお答えさせていただいたとおり、新規の対象者が100人程度で、予算規模としては1億円程度を見込んであるということでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 21番、金田淳一君。

○21番（金田淳一君） それでは、3点目の就労していることなのですけれども、佐渡に定住されてお仕事をされておりました。そこで、残念ながら会社のぐあいが悪くなって失業されるですとか、あるいは休職中というふうな、そういう不幸な事態に陥った場合にもこの規定は有効となるのかについてをお教えいただきたい

たいと思います。

それから、例えば結婚をされて一定期間就労状態ができなくなってしまったような場合はどういうことになるのか。もし審査の中で聞き取りされていたらお知らせいただきたいと思います。

それから、4番目ですが、1億円の規模ということで現在よりかなり大きな予算規模になると想定されておりますけれども、ほかの教育的な予算ですとか人材育成などの政策と比べて1億円という大きな予算規模を費用対効果の部分で委員会の中でどのように審査をされたのかをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、金田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

3番目の就労しているというところの失業とか休職、あとは妊娠等による部分でございますけれども、就労していることというものの具体的な証明をどうするのかということについて、執行部と議論した部分もございます。細部については、今後執行部の中で検討していくという説明がありました。

4番目の1億円というものの費用対効果ということでございますが、委員会としましてはやはり対象となるものを全て手当てをしていくということが大事であるというところでございますので、費用対効果という面での議論はしておりません。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 次に、荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この議案は、これまで佐渡市にあった幾つかの奨学金をまとめて一本化したものと理解しています。したがって、佐渡市の奨学金にはほかに選択肢がなくなるということで、慎重審議をされたと思いますけれども、佐渡市は奨学金を貸与してもらいたいと申請する子供本人の権利を親など同世帯の者の市税等滞納を理由にどのような制限をかけているのかと、そして本人がそれを解決する方法はあるということでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、荒井議員の質問にお答えをいたします。

先ほど中村議員にもお答えさせていただいたとおり、滞納要件については委員会で、奨学金の趣旨からして世帯の状況によらず子供の教育の機会均等を図るべきものであるということから、滞納要件を撤廃すべきと強く指摘をしたところであります。それに対し執行部からは、現制度においても滞納世帯で対象となった実例もあることから、施行規則や運用方針において対応を図るという説明があったところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今のご答弁ですと、本人が解決できる余地があるのかないのかということが非常に不明瞭だなというところで、親が理由で、あるいは家族が理由で本人が申請する資格を持たないという

ことになると、これは人権侵害、これが懸念されると思います。申請者が子供本人であって、家族の問題を理由に申請する資格を問うているというこの人権侵害になりかねない点についての市の考えは明らかになったのでしょうか、あるいは人権侵害について懸念されることはありませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、荒井議員の2回目の質問にお答えをいたします。

この奨学金というものは、子供に対して貸与するというものが第一義でございますので、当然家庭の状況等に左右されてはならないということでございます。よって、先ほど申し上げましたとおり、家庭の状況によらずというところで滞納要件の撤廃というものを強く委員会として求めたものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第70号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第70号 佐渡市奨学金貸与条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

議案第77号の一般会計補正予算（第2号）について、畜産振興事業費の補助金のところで、意見では補助金の大幅な増額を目的とした要綱を別に制定し補助事業を行うことは一定のルールを大きく逸脱する行為としていますが、不正補助金の検証結果として昨年やって、今年度新規の補助金の規準を定めた4月3日付の藤木副市長通知に違反しているということなのかどうか。

2点目、上記の通知では、補助率については2分の1を超えないこととされていますが、既に今年度の新規補助金では2分の1をはるかに超えた補助金も予算を通っております。ですから、大きく逸脱する行為とは言い切れないのではないかとということでもあります。

3点目、意見では既存の補助金要綱で実施できない事業を行う場合には事業実施条例を制定するべきというふうになっております。この中で事業実施条例、補助金の関係ということだと思っておりますが、具体的にどのようなことを指しているのか。例えば佐渡市の福祉関係の中でこういったような補助金の事業条例はありますが、全体として事業は一定程度続くものに対する補助率を定めているような中身ですが、個別に定めるということは具体的にどういうことを指しているのかお尋ねをしたいということでもあります。

そして、個別に事業実施条例ということについては、執行部と共通認識ができていて執行部も納得をしているのか。つまり現在秋に向けて今ある補助金等の要綱の見直し作業に入っていますが、秋までには完

了するという理解でいいのだろうというふうに思いますが、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

①と②の意見については、関連をしているということで一括答弁させていただきます。今回の事業は、既に制定をされている農業関連の要綱において、事業費の10%を補助できるようになっております。それをあえて事業の20%を補助するために別の要綱を制定して執行したいという趣旨の説明が執行部からありました。以前にも農業関連事業において急遽要綱を制定して実施したことがあります。今後の事業において屋上屋を重ねないために意見をつけたところでもあります。副市長通達に違反しているかということでもあります。農業関連要綱に特化しての審査をしているため、その点については審査をしておりません。

それから、3番目ですが、当委員会においても要綱で事業を実施すればいいとの考えの方もおられましたが、要綱では縛りが軽いとの意見が強く、農業関連については条例を制定して実施すべきだとして意見をつけたものであります。あくまでも既存の補助金要綱で執行できる範囲を大幅に超えて補助金の交付を行う場合には、条例の制定を強く求めたものであります。条例の制定ができるということについては、執行部に確認をいたしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第77号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第77号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより請願第9号 「組織犯罪処罰法等改正法案（共謀罪）」に反対する意見書（決議）の採択を求める請願についての討論に入ります。

荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。請願第9号 「組織犯罪処罰法等改正法案（共謀罪）」に反対する意見書（決議）の採択を求める請願についての賛成討論を行います。

まず冒頭に、私は今世界で無差別テロが政治手段として横行していることに強い憤りを覚えるとともに、その犠牲になってしまった数え切れないほどの一般の人々の悲しみ、そのご家族、関係者の悲しみと怒りに応えたいと思うものであります。これ以上のテロ行為が行われないように、その防止に日本も国際社会と足並みをそろえ、最善の策を打つべきものと考えております。

さて、この請願はいわゆる共謀罪について反対の意見を求めるものですが、請願が提出された後、6月15日、参議院本会議において賛成多数で可決されてしまいました。その参議院本会議で可決されるに至る

手段は、国民の疑問、不安に応えるべき国の説明が不足し、国民の理解が得られていないにもかかわらず、参議院法務委員会の審議が途中で打ち切れ、審議の機会を取り上げられてしまいました。そして、衆議院法務委員会での採決を省いて本会議に中間報告という異例の形で提出されました。7割近くの国民が理解できていないという中、このような国民の知る権利を中途半端にし、剥脱されるような手段で法律が成立されること自体に私はまず強い憤りを覚えています。そして、この共謀罪法は、戦前の治安維持法のもとで多くの一般人が萎縮させられ、弾圧を受けた歴史を彷彿とさせるものであります。この治安維持法によって権力者の都合のよいように社会が服従させられることのないように、共謀罪法についても一般の国民始め、各界から慎重審議が求められていたものです。共謀罪法が成立したことで監視社会が再び到来すること、国民の間に不安と人を信じない空気が流れていくことは、治安維持法のもとで起きた監視社会、密告社会を顧みれば明らかに懸念されることです。テロ行為を未然に防ぐことそのものは、とても大切なことです。しかし、国際法の専門家たちがテロ行為を防ぐのはこの共謀罪法ではないということを繰り返し指摘し、政府の説明する国際組織犯罪防止条約の締結にも全く関係ないと指摘されています。テロ行為は、既に日本が批准している条約で対策を打つことができ、この共謀罪法に根拠を求める必要はないと繰り返し指摘されています。しかし、この本質を指摘する事柄に対する整合性のある説明が国民に示されていないことは、大変残念で遺憾なことです。今後この共謀罪法の成立により、テロ行為を未然に防ぐことよりも国民が普通に行っている立ち話、話し合い、電話、メールやラインのやりとり、イベントが全て監視の対象となり、国民生活が萎縮することの害のほうが社会にとって大きな損失となります。

議員各位におかれましては、監視社会の不安や人を信じられなくなる不安、それらが社会にもたらすおそれの強いこの共謀罪法に対して、ぜひ反対の意思を表明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの賛成討論は終わりました。

次に、中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 日本共産党として、請願第9号、共謀罪法に反対する請願について賛成の立場で賛成討論を行います。

共謀罪法は、思想や内心の自由を絶対に侵してはならないと定めている憲法第19条に反する深刻な違憲立法である。大臣が自らも説明できなくなり、国民から何ひとつ理解が得られないまま、審議するほど矛盾と破綻があらわになった。さらに、学校法人森友学園、学校法人加計学園疑惑という国政私物化に国民の怒りが沸き起こる中、追い詰められた安倍政権は参議院法務委員会での審議を一方向的に打ち切り、本会議採決に持ち込み、異常な強行採決を断行した。これ以上ない暴挙、議会制民主主義の破壊である。共謀罪法は、違憲立法であり、廃止するしかありません。

以上、賛成討論といたします。党派、会派を乗り越えまして、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第9号についての討論を終結いたします。

これより請願第9号 「組織犯罪処罰法等改正法案（共謀罪）」に反対する意見書（決議）の採択を求

める請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、請願第9号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決定いたしました。

次に、ただいま議決いたしました議案第70号、議案第77号及び請願第9号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第71号 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県が実施する重度心身障害者医療費助成実施要領が平成29年3月31日に改正され、平成29年9月1日から助成対象者に精神保健福祉手帳の交付を受けた者の一部を新たに加えることになったことに伴い、佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例が改正されることにより、助成対象者の自己負担が増額しないよう、佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に161万9,000円を追加するものであります。主な内容は、後期高齢者医療保険料軽減判定誤りによる保険料還付金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険

被保険者の前年所得の確定等により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第84号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に1億2,874万1,000円を追加するものであります。内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいま社会文教常任委員長から報告された案件のうち、議案第82号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに対しては、中川直美君外1名から修正案が提出されております。

議案第82号に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） ただいま議案第82号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号の平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について修正案を出させていただきました。議案としては別々になっておりますが、本算定ということで一体のものであります。ぜひそのことを理解をしていただきたいというふうに思います。

皆さんに考えいろいろあるのだと思うのですが、ぜひ説明を聞いていただいて、納得できたら賛成していただきたいな、このように思っております。

また、今疲弊した経済対策の問題、あるいは子育ての問題が、この市議会の中でも各派や党派を超えて一生懸命やらなければならぬという状況の中です。だからこそ議会としてできることを大いに頑張るということで今回修正案を出させていただきました。基本的にこの修正案は、歳出にあわせて、佐渡市国民健康保険税条例第4条の所得割を、100分の8.58を8.04に、そして均等割、1人当たり、私がよく言いますが、赤ちゃん1人生まれても国民健康保険税がかかるというものを、1万8,900円のを1万7,800円に1,100円下げる。そして、世帯割を1万6,100円を1万5,000円に下げるという中身であります。

具体的に説明をさせていただきたいと思っております。議員の方にはお手元に資料をお配りをしてあります。あれこれ難しいことを言ってもわかりにくいので、このようなものにさせていただきました。そこで、まず1つは今の経済状況がどうなのかということであります。6月8日にはGDPの第2次速報が発表されましたが、個人消費が冷え込んでいると、全国的に。GDPの6割を占める個人消費も、自動車の販売不振、宿泊施設などのサービスが振るわなかったことによるというふうに言われているのが全国的な状況であります。佐渡の状況は、これ以上に深刻なことは言うまでもありません。きのう、きょうの各派代表者会議の中で、佐渡市もあらゆる産業が疲弊している中で何か市としても経済対策打たなければならないのではないか、こんなことが話合われていますが、まさに国民健康保険税を引き下げるということは低所得者などの経済対策につながるということをまず申し上げたいということであります。

そして、もう一つは、修正案ですが、三浦市政のことしの方針をさらに発展させる。例えばキャリアア

アップ助成金や非正規から正規、あるいは先ほどありました子育ての奨学金など、こういったことをさらに発展させるという意味で出させていただきました。国民健康保険の概計、改めて言うまでもないのですが、基本的には社会保障制度としての国の負担、そしてもう一つは加入者の国民健康保険税が基本となって成り立っているものであります。最近では、後期高齢者の支援金であるとか、そういったものが入ってきていますが、基本はそういうことです。お勤めの方、社会保険に入ります。これには事業主負担というのがあるのです。ところが、国民健康保険には、事業主は佐渡市ですから、佐渡市の負担は一円も入っていません。そう言うと市からの一般会計からの繰入れがあるではないかと言いますが、これはもともと国庫補助として国民健康保険の事務費を国が一般財源化したものが地方交付税に入ってきている。それを入れてだけの話なのです。ですから、これを法定内繰入というのですが、そういう意味でいうと、ことしの佐渡市国民健康保険特別会計を見てもらってもわかるのですが、一円も市の予算が入っていないということとであります。ちなみに、先ほど紹介した今年度のキャリアアップ助成事業でいえば1,200万円、社会保険、会社に勤めている方には国が57万円、その上に佐渡市が30万円上乘せして3年間助成するというのです。だけれども、国民健康保険には一円も入れていない、これが今の状況であります。

そこで、今年度の国民健康保険の中身についてに移ります。資料を見ていただくとありがたいと思います。今年度の国民健康保険税の加入世帯数は9,335世帯であります。①ですが、加入人数が1万4,983人。では、この国民健康保険に入っている佐渡市の所得階層はどうか。ここに出ている資料は、社会文教常任委員会に出た資料がほとんどです。

②ですが、佐渡市の国民健康保険の加入者の世帯状況はどうかという、分けて書いてありますが、構成割合のところで所得300万円以下が何と96%。実は200万円以下が91%。国民健康保険の会計の中に入っている方々というのは、基本的に低所得者なのです。

それで、子育てやいろいろな話がありますから、③を見ていただきたいと思いますが、ことしの国民健康保険税、夫婦と子供2人の世帯の場合どうなるかという試算です。所得300万円というとなら55万8,600円。そうすると、所得の約18.6%です。300万円です。子育てすることがいかに大変かというのは、ご案内のとおりだと思います。平均的に夫婦で働いている、あるいは事業をやっているとすると、やっぱり500万円以上ないとだめです。例えば奥さん300万円、お父さん300万円、600万円だったとします。そうすると、100万円という国民健康保険税です。これが今の国民健康保険の状況、つまり負担が重いという状況です。

④番目です。では、佐渡市の国民健康保険に入っている職業別の状況はどうか。これは、今回市のほうが出してきたものはあくまでも推計値で、実は押さえていないそうですが、佐渡市に当てはめるとこういうことだと出してきました。つまり佐渡市の国民健康保険の中には、農林水産業関係の方が19.8%の1,908人、その他の自営業の方が1,205人、被用者、これは勤め人です。いろんなところに勤めているけれども、社会保険でない方々、国民健康保険に入っている方々が2,005人、20.8%もいるという。そのほか年金等の無職等も圧倒的に多いのですが、こういう状況です。これは何を言いたいかというと、もちろん自営業やっている方も、農業やっている方も、水産業やっている方も子育て世帯はいます。佐渡市の産業状況見ておわかりだと思うのですが、圧倒的に勤め人が多いのではないかと私は思うわけです。これどうかと聞いたら、執行部は答えませんからわかりませんが、私の推測ですが、被用者の2,005人、この中にいるのではないかとということとあります。

では、佐渡の所得はどうかということでもあります。これも市民福祉部市民生活課から出された資料であります。平成26年度には平均所得は、これは33万円引いたものです。72万7,744円だったものが今年度は68万7,258円ということで、何と平成26年度に比べると1世帯当たり4万490円も所得が実は下がっているのです。ですから、今の佐渡市の深刻な状況、県内20市の中で平均所得が低いということは、皆さんご承知のとおりです。ところが、国民健康保険税というのはそんなに違いがない、これが今の状況です。横に参考までに書いておきましたが、これも市の資料ですが、平成26年度から平成27年度に対して差し押さえ額が急激にふえている、こういう状況です。

そこで、⑥です。国民健康保険の加入年齢です。これは、私何度も言っていますが、例えば20歳以下の方が1,332人います。つまり先ほどの職業別の中でいうと、誰かに扶養されている、育ててもらっている方というのが、一概には言い切れませんが、全体の8.3%います。ところが、その世帯の状況どうかというところ、⑦に書いてありますが、国民健康保険税が高いものですから、払えなくて国民健康保険証の制限を受けている方、これが71世帯143人、つまり19歳以下の約10%の子供が実は国民健康保険証に制限かかっている方がいらっしゃるというのが今の状況です。

だんだん最後に来てまいりましたが、⑧です。これは、何度も私出していますが、国民健康保険の課税の仕方です。例えば自営業ですから、収入から経費を引いたものが所得となりますが、例えば給与所得だったとする443万円です。議員報酬安くてたまらないというのが大体この辺ぐらいになっているのです。この方の場合どうなるかということ、結果的にいうと300万円と所得認定されるのだが、確定申告をやっていくと、配偶者控除があり、子供2人の扶養控除があり、今それなくなりましたけれども、過去の例を持っていますが、これは平成26年度版ですが、平成25年に入った国民健康保険税も引けるのです。国民年金保険料も引けるのです。ところが、国民健康保険の課税所得では引いていない。300万円なのです。所得税でいうとこんなに差が出てくる。100万円を切るというのが今のこういった状況ですから、いかに子育て世帯が大変かということがわかります。もちろん子育て世帯だけではなくて、自営業やられている方、商売やられている方、国民健康保険に入っている方は全体として低所得だということでもあります。これが今の国民健康保険の状況です。ですから、こういったときだからこそ思い切った引き下げやろうではないかというのが提案です。

下の点線以下が修正案です。左が市の提案、右が私が出した修正案です。大きく黒枠で囲っておきました。つまり国民健康保険税の内訳でいいますと、市は1人当たりで2,731円引き下げる。1世帯当たり5,622円引き下げるといっているのだが、それをもうちょっと頑張って、私が今提案している案は、1人当たり6,430円下げようではないかと。そして、1世帯当たり約1万円、1万1,559円下げようではないかというのが今回の提案です。そう言いますと、佐渡市は金があるのかとおっしゃると思うのですが、例えば一番下の前年度の繰越金見てください。前年度の繰越金は2億9,367万2,000円あります。その下に書いてありますが、諸支出金として平成28年度の精算分があります。つまりそれをはっきり引くことによって、実質の黒字がここに書いてあるように2億2,000万円余りです。これを1人当たり直しますと、右側にありますが、1世帯当たり昨年は何と2万3,673円の黒字。1人当たり1万4,749円の黒字だったのです。これを、この一部を使おうではないか。そうすると、貯金はどうなるかという話もありますが、ですからその上に積み立て基金ありますが、市の提案は8,200万円積み立てて、基金の合計を4億5,000万円、平成20年

度以降過去最高に積み上げようというのです。ですから、皆さん方に理解を得られるということで、積み立てもせずに本当は下げるべきだと私は思っているのですが、ぜひ皆さん方にも理解いただきたいということで、従来平成24年度ごろにやっていた繰越金の10%の2,200万円積み立てようではないか。そうすることによって3億9,232万7,000円という、平成20年度から見てもそれなりの基金になるのではないかといいことでもあります。ちなみに、この黒字というのは、先ほど言いましたが、市のお金を積み立てるのではないのです。去年の加入者が黒字になった分、それを積み立てる。ですから、今回の国民健康保険税の私どもが提案している引き下げをやることについては、市のお金が一番要りません。

ちなみに、資料で示しておきましたが、⑩です。これは、何度も示しておりますが、国の速報値、平成27年度版しか出ていませんが、全国では1,716団体の市町村国民健康保険者のうち996団体で実質収支赤字ですから、繰入れやっています、持ち出しの繰入れ。上の表にあるのが、これは市が純然に入れた金、全国平均で単純計算ですが、1人当たり1万1,000円から1万2,000円入れているというのが状況なのです。ところが、佐渡市は去年もことしも一円も入れていません。入れなくてもやれるという実は国民健康保険の状況が全国的に見てあるわけです。今深刻な経済の中、子育てが大変、営業が大変、例えばプレミアム商品券出しても、こう言うてはなんだけれども、こういう世帯は買いたくても買えないのです。こういった低所得者への経済対策としても、あるいは命と健康を守る医療保険制度としても、ぜひ頑張ってやるべきだなというふうに思っています。

ちなみに、けさですが、ハローワーク佐渡の6月21日付のものを引っ張り出してまいりました。この中よく見ますと、勤め人でも社会保険のないところいっぱいあるのです。さっき言った被用者です。勤めている方々。こういった方々にはキャリアアップ助成事業として、そうではない方々についてはキャリアアップ助成事業、もし計画認められれば57万円に30万円足して、さらに2年間、30万円助成する、同じように。こんなことしなくても自分たち、国民健康保険加入者が積み立てた国民健康保険税の黒字分で引き下げすることができるという、中身は単純な案でございます。

経済対策もやらなければならぬ、子育て支援も一生懸命やらなければならぬというのが各党派、党派を超えての意見です。ご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第82号に対する修正案の説明は終わりました。

これより議案第82号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案についての採決に入ります。

本修正案の採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第82号の原案についての採決に入ります。

採決は起立により行います。

議案第82号の原案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、議案第82号の原案は可決されました。

次に、社会文教常任委員長から報告された案件のうち、議案第84号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてに対しては、中川直美君外1名から修正案が提出されております。

これより議案第84号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてに対する修正案についての採決に入ります。

本修正案の採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第84号の原案についての採決に入ります。

採決は起立により行います。

議案第84号の原案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、議案第84号の原案は可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第82号及び議案第84号を除く社会文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

坂下産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第73号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、離島振興法に規定する地方税の課税免除に伴う減収補填の適用が延長されたことから、同法の適用を受けている条例の適用期限を延長するため、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案

どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成29年2月3日に市道住吉12号線上で除雪中に発生した市所有の除雪車による事故に関し、相手方に支払う損害賠償金の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

請願第8号 「米の直接支払交付金」の継続・充実を求める請願。本請願は、平成30年産から廃止としている米の直接支払交付金について、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、稲作農家が経営を続けていけない状況が生まれているため、農家の安定的な所得の確保及び継続的な経営の支援並びに水田の多面的機能を維持するため、平成30年産以降も米の直接支払交付金制度を継続及び拡充することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第2 発議案第4号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂下善英君。

〔10番 坂下善英君登壇〕

○10番（坂下善英君）

発議案第4号

農業者の所得安定のための支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年6月29日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者 佐渡市議会議員 坂 下 善 英

賛成者	”	室岡啓史
	”	上杉育子
	”	中村良夫
	”	佐藤孝
	”	猪股文彦
	”	近藤和義

農業者の所得安定のための支援を求める意見書

多くの農家では美味しいお米を市場へ提供するために、稲作の努力を続けているところである。しかし、米価が生産を大きく下回る水準へと下落しており、多くの稲作農家が経営困難な状況下に追い込まれている。

平成22年度から始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることが目的とされ、非常に大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、平成26年度からは「経営所得安全対策」に替わり、米は10アール当たり15,000円から7,500円と交付額が半減され、さらには、平成30年産米から米の生産量目標の廃止と併せて、当該交付金については廃止することとなっている。

一方では、農業者の高齢化が進み、水田農業の担い手も著しく減少している状況にあり、新規就農者確保対策を進めているとはいえ、十分でない状態にある。こういった流れをさらに加速させ、稲作経営が成り立たないばかりか、離農農家も増加し、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済がますます混乱する。ひいては、農村地域が崩壊する危機が訪れることとなる。

地方では多くの農家が経営努力をしながら農業を続けていることを十分に理解していただき、農業者の所得の安定のために、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「経営所得安全対策」における「米の直接支払交付金」を継続し、10アール当たり現行の7,500円から15,000円に充実させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時51分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

ただいま議題となっております発議案第4号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第4号 農業者の所得安定のための支援を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第85号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、戸田ひとみ氏の任期が平成29年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として本間始晴氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第85号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第4 議案第86号から議案第109号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、議案第86号から議案第109号まで、佐渡市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第86号から議案第109号までは、一括してご説明させていただきます。

佐渡市農業委員会委員の任命について。議案第86号から議案第109号までの24議案は、佐渡市農業委員

会委員が平成29年7月23日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律の改正に基づき、新たな農業委員会委員として、深見聖子氏、計良愛美氏、金子邦夫氏、古城富久氏、酒井敏行氏、渡邊秀一氏、宇留間博氏、山本利雄氏、稲辺茂樹氏、山本彦平氏、近藤敬一氏、渡部敏正氏、加藤幸男氏、柳嶋美穂子氏、外内豊明氏、渡部義雄氏、安藤義文氏、佐々木隆正氏、濱田嘉夫氏、堀口一男氏、加藤晶子氏、中川治氏、池野裕氏、安平保彦氏、以上24名を任命することについて議会の同意を求めるものです。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第86号から議案第109号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第109号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第86号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成18票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であり、よって本案は可決されました。

次に、議案第87号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指

名します。両君の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第88号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名します。両君の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第90号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であり、よって本案は可決されました。

次に、議案第92号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第93号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第94号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成7票、反対12票。

以上のとおり賛成少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第95号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成15票、反対4票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第96号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第97号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第98号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議

席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第99号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第

72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第100号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第101号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第102号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対5票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第103号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対4票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第104号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第105号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成6票、反対13票。

以上のとおり賛成少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第106号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成15票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第107号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成15票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第108号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対4票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第109号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対4票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 4時29分 休憩

午後 4時38分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

これより産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の申し出に対する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 継続審査ということです。地域の水道水質の改善に関する請願が、慎重審議という意味なのかもしれませんが、継続審査になっているので、そのことについてお尋ねをいたします。どのような審査や調査の結果として継続審査になったのか。仄聞するところによりますと、内容は妥当と思われるのだが、請願人の肩書等がないということが大きな理由だったというような話を聞いたわけであります。請願人のあれこれで結論を導き出すということが仮に正規の産業建設常任委員会で、私も人様のことを言えるほどの人間ではありません。いいかげんな男なのですが、正規の産業建設常任委員会で行われたとすれば、請願権を定めている日本国憲法第16条、請願法の精神に反するのではないかということ、このことを問いたいのです。日本国憲法第16条は、主権者の権利を定めた最も尊重すべき条項であり、法律でありますから、我々議会がこのことをしっかりと尊重しなければならないものだというのは言うまでもありません。ところが、そういったものが最近どうもおかしくなっている傾向もあるので、あえてこの場所でお聞きをしたいというものであります。よろしく願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

地域の水道水質の改善を求める請願であります。紹介議員から硬度の高い水源を使用している地域が大変困っているという説明がございました。本委員会としても地域全体の問題として捉えるべきだという意見もありましたが、他地域の水質の状況もありますので、広い範囲の意見を聞くために継続審査としたところであります。なお、この件については紹介議員からもご了承いただいております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうしますと、あくまでも私が仄聞したようなことはなかったという理解でよろしいのでしょうか。このことを大変長年ご苦労されている主婦の方にちらっと話したら、それは差別とかそれに近いもので、そんな話はないだろうという話だったので、議会としての権威にもかかわりますので、そういったことはなかったという理解でよろしいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） その中ではいろんな、そういうことも含めてご意見がございましたが、

本委員会としてはそれはそれとして地域全体の問題であるということで捉えているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の申し出に対する質疑を終結いたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、平成29年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に上程した議案については、慎重審議の上、議決いただき、お礼申し上げます。

奨学金に係る条例改正につきましては、佐渡市内で一定期間就労した場合に奨学金の返還を全額免除することにより、これまで以上に修学支援のほか定住の促進を図るものとして上程させていただきましたが、原案を可決していただきました。この後早速募集の準備に取りかかることといたします。

また、一般質問では、低迷する島内経済の振興策や農業政策について、子育て支援、世界遺産登録、観光振興、そして補助金や温泉の問題などについてご質問やご提言をいただきました。そのご意見を参考にしながら、今後の政策につなげていきたいと考えております。

5月臨時会で補正予算の議決をいただいた相川健康増進センターワイドブルーあいかわについては、6月15日から営業を再開させていただきました。現在無償貸与または譲渡先を募集しておりますが、その結果に基づいて方向性をお示しいたします。

来月下旬に予定される世界文化遺産登録の国内推薦の決定を前に、6月26日、米山県知事を始め、新潟県選出の国会議員、県及び市の世界遺産登録推進議員連盟、佐渡を世界遺産にする会など関係機関とともに、松野文部科学大臣に対し、佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議の決議文を提出し、早期登録実現に向けて要望してまいったところでございます。今後もPR活動と推薦後の受け入れ態勢づくりを進めつつ、吉報を待ちたいと思っております。

最後に、梅雨入りし、蒸し暑い日々が続きますので、議員の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成29年第6回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 佐 藤 孝

署 名 議 員 近 藤 和 義